

# 政治資金規正法の手引き

令和 6 年 12 月

熊本県選挙管理委員会

## 「政治資金規正法の手引き」の作成に際して

この手引きは、政治資金規正法に基づく政治団体の定義や各種届出及び収支報告書の作成について説明するとともに、政治資金規正法及び公職選挙法で規制される寄附の制限、政治資金と税などについて実務的に平易に解説したものです。

これら各種届出に当たり、熊本県選挙管理委員会のホームページに各種様式等を掲載していますので、ご利用ください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/182043.html>

また、総務省のホームページに掲載されている収支報告書作成ソフト等もご活用ください。

URL : <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020101>

この手引きの作成に当たって、「政治資金規正法のあらまし（総務省）」、「わかりやすい政治資金規正法（ぎょうせい）」等を参照しています。

この手引きが、政治団体の皆様の一助となれば幸いです。

## 目 次

1	政治資金規正法の目的・基本理念	1
2	政治団体の定義	3
3	政治団体の届出	6
4	政治資金の会計経理	11
5	政治団体の収支報告	13
6	寄附に関する制限	22
7	政治資金パーティーに関する規制	29
8	政治資金と税金の関係	32
9	政治活動用文書図画の規制	37
10	各種様式集	39

本文中、法令の略称は次のとおりです。

- 1 政治資金規正法…「規正法」
- 2 公職選挙法…「公選法」
- 3 租税特別措置法…「租法」

また、「条・項・号」については、次のとおり略しています。

- 1 条…（例）第1条→「1条」
- 2 項…（例）第2項→「②」
- 3 号…（例）第3項→「Ⅲ」

## 用語の説明

### (1) 公職の候補者（規正法 3 条④）

公選法 86 条の規定により候補者として届出があった者、同法 86 条の 2 若しくは 86 条の 3 の規定による届出により候補者となった者又は同法 86 条 4 の規定により候補者として届出があった者（その候補者となろうとする者及び同法 3 条に規定する公職にある者を含む。）

### (2) 収入（規正法 4 条①）

金銭、物品その他の財産上の利益の収受で、規正法 8 条の 3 に規定する政治資金の運用のために供与し、又は交付した金銭等の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の収受以外のもの

### (3) 党費又は会費（規正法 4 条②）

いかなる名義をもってするを問わず、政治団体の構成員が党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行としてその政治団体の構成員が負担するもの

※ 法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなします（規正法 5 条②）。

### (4) 寄附（規正法 4 条③）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの

### (5) 政治活動に関する寄附（規正法 4 条④）

政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附

### (6) 支出（規正法 4 条⑤）

金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、規正法 8 条の 3 各号に規定する政治資金の運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいい、収入に対応するもの

### (7) 特定寄附（規正法 19 条の 3 ①）

公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附

## 政治団体の主な届出書類

●必要 ○場合によっては必要

届出書類	一般の政治団体				資金管理団体				国会議員関係政治団体						政策研究団体			特定パーティー開催団体			政治資金団体			政党の本部			政党の支部										
	団体の種類				国会議員関係政治団体				1号団体			2号団体			1号かつ2号団体			国会議員5人以上			2%政党			支部													
	設	異	解	税	設	指	異	取	取	税	設	異	解	税	設	異	解	設	異	解	設	異	解	設	異	解	設	異	解	設	異	解	設	異	解		
政治団体設立届	●				●					●				●			●			●			●			●			●			●			●		
規約（会則・綱領等）	●	○			●		○			●	○			●	○		●	○		●	○		●	○		●	○		●	○		●	○		●	○	
被推薦書				●					●				●																								
国会議員氏名届				●					●				●																								
届出事項等の異動届		●					○				●				●			●			●			●			●			●			●				
政治団体解散届			●					●				●				●			●			●			●			●			●			●			
資金管理団体指定届				●	●																																
資金管理団体届出事項の異動届							●																														
資金管理団体取消届								●																													
資金管理団体でなくなった旨の届									●																												
資金管理団体（届出の）宣誓書				●	●	●	●	●	●																												
特定パーティー開催計画書等																			●																		
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知													●	○			●	○																			
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知														○			○																				
収支報告書	12月31日現在（1年間分）の収支を翌年3月31日までに報告する（解散時は30日以内に解散届と一緒に提出）								12月31日現在（1年間分）の収支を翌年5月31日までに政治資金監査報告書を添付し報告する（解散時は60日以内に解散届と一緒に提出）						12月31日現在（1年間分）の収支を翌年3月31日までに報告する（解散時は30日以内に解散届と一緒に提出）																						
政党の み	政治資金団体指定届																		●																		
	政治資金団体取消届																		●																		
	所属国会議員届																					●															
	承諾書及び宣誓書 （政党の）宣誓書																					●						●									
	政党の支部の状況に関する届																					●	○					●	○								
	得票総数届（2%政党のみ）																											●									
	政党の状況等に関する届																												●	○							
支部証明書																								○			○	●	○								

# 1 政治資金規正法の目的・基本理念

## 1 目的（規正法 1 条）

規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開、政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

## 2 基本理念（規正法 2 条）

規正法は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることに鑑み、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適正に運用されなければなりません。

また、政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、規正法に基づいて公明正大に行わなければなりません。

## 3 政治資金を規制する基本的考え方

政治資金の規正は、次の方法により分かります。

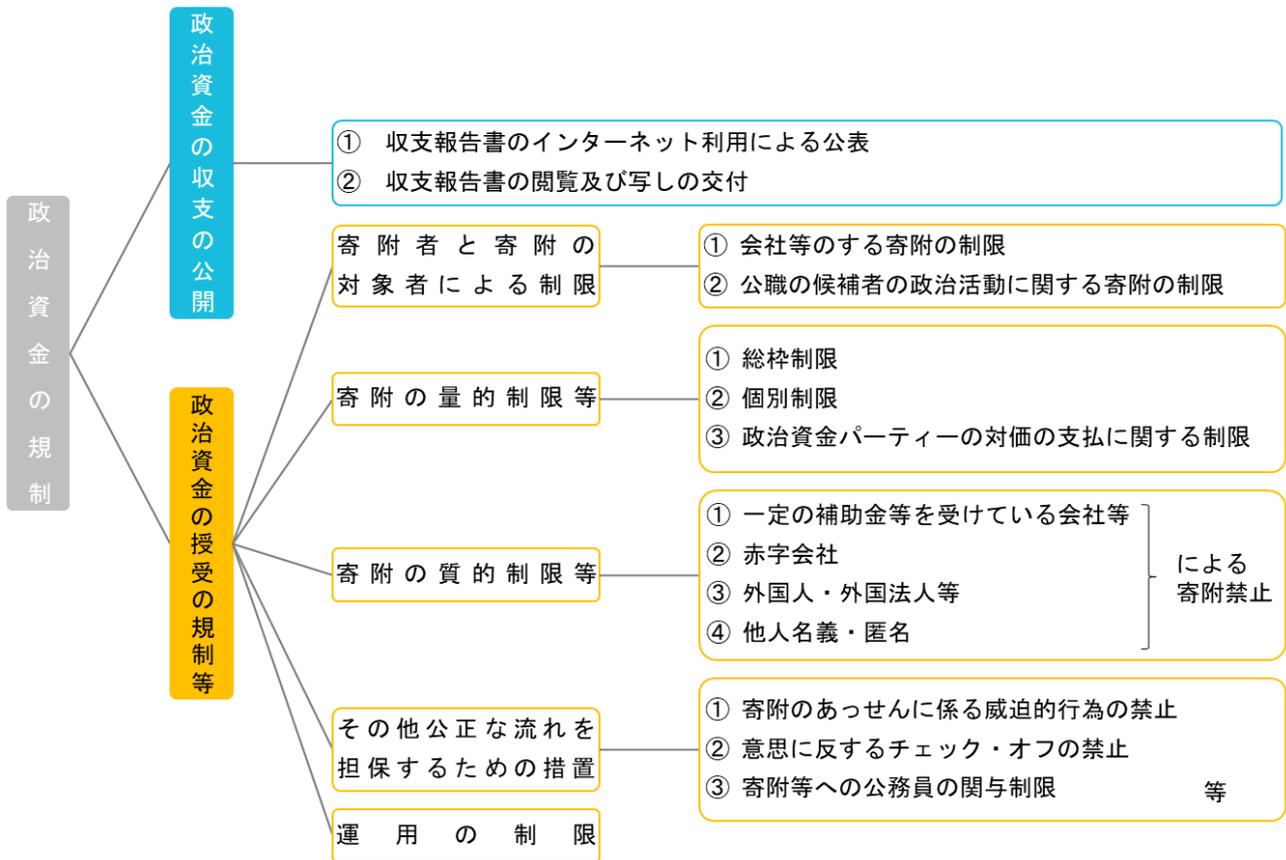
### （1）政治資金の収支の公開

政治団体に設立の届出等を義務付けるとともに、1年間の政治団体の収入、支出及び資産等を記載した収支報告書の提出を政治団体に義務付け、これを公開することによって政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすること。

### （2）政治資金の授受の規正等

政治活動に関する寄附等について、対象者による制限や、量的、質的制限などを行うこと。

## 【参考】政治資金の規正の方法



## 第2 政治団体の定義

### 1 政治団体

規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされるものの2種類があります。

なお、政党は、政治団体のうち、さらに一定の要件を満たすものとされています。

※ 概要は別表1、2を参照

#### (1) 政治団体（規正法3条①）

政治団体とは、次に掲げる団体をいいます。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる後援会）
- ③ 上記①及び②以外の団体で、次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
  - ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
  - イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

#### (2) 政党（規正法3条②）

政党は、政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

- ① 当該政治団体に所属する国会議員（衆議院議員又は参議院議員）を5人以上有するもの
- ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）又は前回及び前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票総数2%以上であるもの

※ ①又は②の要件に該当する政治団体であっても、他の政党（政党の届出を出したものに限る。）に所属している国会議員が1人でも所属しているものについては、適用除外して政党と認めていません（規正法3条③）。

#### (3) 政治団体とみなされるもの

規正法は、本来の政治団体以外に、次の団体を政治団体とみなして取り扱うこととしています。

##### ① 政策研究団体（規正法5条①I）

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰<sup>※1</sup>するもの又はその主要な構成員<sup>※2</sup>が国会議員であるもの

※1 当該団体の中心となって団体の運営について実質的な支配力を有し、これを行  
する状況

※2 当該団体の役職員又は構成員の過半数を占めているような場合

## ② 政治資金団体（規正法 5 条①Ⅱ、6 条の 2 ①）

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体と  
なるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たもの

※ 1 政党につき 1 団体に限られます。

## （4）資金管理団体（規正法 19 条①）

資金管理団体とは、公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき  
政治団体として、自らが代表者である政治団体のうちから指定できるもの

※ 公職の候補者 1 人につき 1 団体に限られます。

## （5）国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体（政党、政治資金団体及び政策  
研究団体を除く。）をいいます。

### ① 1 号団体（規正法 19 条の 7 ①Ⅰ）

国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

### ② 2 号団体（規正法 19 条の 7 ①Ⅱ）

租法 41 条の 18①Ⅳに該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職  
の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

### ③ みなし 1 号団体（規正法 19 条の 7 ②）

政党の支部で、公選法 12 条に規定する国会議員に係る選挙区の区域又は選挙  
の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候  
補者が代表者であるものは、それぞれ①の 1 号団体とみなします。

## 【別表1】政治団体の種類

政 党	次のいずれかにあてはまる政治団体 ① 所属国会議員が5人以上 ② 前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上	国会関係政治団体
		みなし1号団体 国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられる政党支部のうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体
政治資金団体	政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体	
その他の政治団体	政党・政治資金団体以外の政治団体 （主義主張団体、後援団体等）	国会関係政治団体
		1号団体 国会議員に係る公職の候補者が代表者の政治団体 2号団体 租法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体
資金管理団体	公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの	

## 【別表2】政党・政治資金団体（令和6年12月現在）

政 党	政治資金団体
公明党	
国民民主党	国民改革懇話会
参政党	
社会民主党	
自由民主党本部	一般財団法人国民政治協会
日本維新の会	
日本保守党	
日本共産党中央委員会	
みんなで作る党	未来創造党
立憲民主党	
れいわ新選組	

## 第3 政治団体の届出

### 1 届出の届出先等

政治団体は、その主たる活動区域の範囲等により、都道府県選挙管理委員会届出団体及び総務大臣届出団体に区分されます。いずれの団体であっても、届出先は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会となります。

#### 【届出先】

熊本県選挙管理委員会

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県庁行政棟本館 3階（市町村課内）

TEL：096-333-2104 FAX：096-385-1170

#### 【受付時間】

月曜日から金曜日（日曜日、土曜日、祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

#### 【届出書類の様式】

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/182043.html>

### 2 設立届（規正法6条、19条の8）

#### （1）届出の時期・方法

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となった団体にあつては国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた日）から7日以内に、郵便等によることなく文書で、その旨、次の（2）届出先に掲げる区分により政治団体の設立届を届け出なければなりません。

なお、届出の際は次の点に注意してください。

- ① 政治団体の名称については、公表された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称（政党の支部の場合は、当該政党の名称に類似する名称を除きます（規正法18条））以外であれば、他の法令に違反しない限り原則として自由につけることができます。ただし、単なるスローガンや文章等を用いている場合等、社会通念上名称と認められないものは使用できません。
- ② 役員のうち、会計責任者とその職務代行者は別人でなければなりません。
- ③ 規正法には、政治団体の代表者等の役員や構成員の資格に関しての定めはありませんが、国家公務員法102条や地方公務員法36条など、他の法令で政治団体の役員への就任が制限される場合がありますので注意が必要です。

## (2) 届出先

政治団体	届出先
熊本県において主としてその活動を行う政治団体	熊本県選挙管理委員会
二以上の都道府県の区域にわたり主としてその活動を行う政治団体	熊本県選挙管理委員会を 窓口として総務大臣
主たる事務所の所在地（熊本県）の区域外の地域において主としてその活動を行う政治団体	
政党及び政治資金団体	

## (3) 設立届の添付文書

設立届を提出する際には、次の文書を同時に提出しなければなりません。

政治団体	添付文書
全ての政治団体	綱領、党則、規約その他これらに相当するもの (規正法6条②)
政党	① 政党としての要件別 ア 規正法3条②I該当（国会議員が5人以上所属することにより政党となるもの） ・ 所属国会議員届 ・ 承諾書及び宣誓書 イ 規正法3条②II該当（国政選挙におけるその得票率が2%以上であることにより政党となるもの） ・ 得票総数届 ・ 宣誓書 ② 支部を有する政党 ・ 上記①の文書（いずれか一方） ・ 政党の支部の状況に関する届
政党の支部	・ 政党の状況等に関する届 ・ 支部証明書
政党（政党の支部を含む。）及び政治資金団体以外で、右記の①、②のいずれかの要件に該当し、個人からの寄附に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする政治団体	① 租法41条の18①IIIに該当する政治団体（国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員であるもの） ・ 国会議員氏名届 ② 租法41の18①IVに該当する政治団体（国会議員※、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員及び指定都市の市長の職にある者（候補者又は立候補予定者を含む。）を推薦し又は支持することを本来の目的とするもの） ・ 被推薦書 ※ 国会議員関係政治団体（2号団体）の場合は「被推薦書」に代えて ・ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

#### **(4) 政治団体の支部の取扱い（規正法 18 条①、19 条の 6）**

##### **① 政治団体の支部とは**

政治団体の支部とは、政治団体（政治資金団体を除く。）が綱領等で当該政治団体の組織の一部として、本部の指揮統括の下に支部を設け、一定の範囲で自主的に政治活動を行い、これに関して会計事務を処理することを認める場合があります。規正法にいう「政治団体の支部」とは、その実態により社会通念に基づいて判断すべきものですが、概ね次のアからウの条件を具備したものをいいます。

ア 政治団体の本部の綱領等によってその存立が明らかであるその政治団体の単位組織であって、本部と主従の関係にあること

イ 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められて、かつ、活動の成果が統一されていること

ウ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の收受及び交付・供与を行うことができる状況にあること

##### **② 支部の届出**

政治団体の支部は、1つの政治団体とみなされて、政治団体の届出、収支報告等に関する規定が適用されるため、政治団体の支部として設立の届出をする必要があります。

なお、「名称」欄に当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載してください。

ただし、寄附の量的制限に関する規定については、本部、支部を通じて1つの政治団体として取り扱われますので注意してください。

#### **(5) 政党以外の政治団体が政党となった場合の届出（規正法 6 条⑤）**

政党以外の政治団体が政党となった場合には、改めて設立の届出を必要とします。なお、政党となった政治団体の支部については、改めて設立の届出の必要はなく（規正法 18 条①）、届出事項等の異動届により政党支部としての届出をすることになります。

#### **(6) 届出前の寄附又は支出の禁止（規正法 8 条）**

政治団体は、設立の届出がされた後でなければ政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません。

### 3 異動届（規正法7条①）

#### （1）届出の時期・方法

政治団体は、設立の際に届け出た事項に異動があったとき（綱領等の添付書類の記載事項に異動があった場合を含む。）には、当該異動日から7日以内に当該異動に係る事項を、郵便等によることなく文書で2（2）の区分により届け出なければなりません。

#### （2）届出先の変更

政治団体の主たる事務所の所在地又は主たる活動区域に異動があった場合には、これらの異動内容いかんによっては届出先の区分に変更を生じる場合があります。

このような場合には、当該政治団体は、従前の届出先に対し異動届を提出するとともに、変更後の届出先に対して設立届を提出しなければなりません（規正法6条の3）。

#### （3）名称等の変更

政治団体の名称や綱領等を変更した場合には、必ず新しい綱領等の添付が必要です。

#### （4）政党支部における異動届

政党支部における異動のうち、次のいずれかに該当する場合は、異動届に「支部証明書」を添付する必要があります。

- ① 政党支部の名称の異動（「政党の状況等に関する届」も併せて添付）
- ② 政党支部の主たる事務所の所在地の異動
- ③ 政党支部の主たる活動区域の異動

### 4 解散届（規正法17条①、19条の10）

#### （1）届出の時期・方法

代表者及び会計責任者であった者は、当該政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったとき（国会議員関係政治団体として該当しなくなった団体にあつては国会議員に係る公職の候補者から「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」を受けたとき）は、その日から30日以内（国会議員関係政治団体の場合は60日以内）にその旨及び当該年月日を記載した「政治団体解散届」を2（2）の区分により届け出るとともに、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した「収支報告書」を会計責任者及び代表者の連名で2（2）の区分により提出しなければなりません。

## 5 資金管理団体における届出

### (1) 資金管理団体指定届（規正法 19 条②）

公職の候補者は、資金管理団体の指定をしたときは、「資金管理団体指定届」を当該指定の日から 7 日以内に当該政治団体の 2（2）の区分により届け出なければなりません。

### (2) 資金管理団体届出事項の異動届及び資金管理団体取消届等（規正法 19 条③）

資金管理団体の指定の届出をした者は、「資金管理団体指定届」により届け出た事項に異動があったとき又は当該指定を取り消したときは、当該異動日又は取消日から 7 日以内に「資金管理団体届出事項異動届」又は「資金管理団体取消届」をその政治団体の 2（2）の区分により届け出なければなりません。

また、次のような事由により当該政治団体が資金管理団体の適格性を失った場合には、「資金管理団体でなくなった旨の届」を 2（2）の区分により届け出なければなりません。

- ① 資金管理団体の指定の届出をした者が、公職の候補者でなくなった場合
- ② 資金管理団体の指定の届出をした者が、当該政治団体の代表者でなくなった場合
- ③ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、解散した場合
- ④ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、規正法 3 条① I 又は②の規定に該当する政治団体でなくなった場合
- ⑤ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、当該指定の届出をした公職の候補者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体になった場合

### (3) 添付文書

(1)、(2) の届出をする場合には、当該届出に係る書面に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書「資金管理団体届出に係る宣誓書」（届出と同一様式内）を併せて添付しなければなりません。

## 第4 政治資金の会計経理

### 1 会計責任者の職務

会計責任者は、政治団体の収支について一切の責任を負い、その職務は次に掲げるものとなっています。

#### (1) 会計帳簿の備付け及び記載（規正法9条①）

会計責任者は、政治団体の全ての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載する会計帳簿（収入簿、支出簿、運用簿）を備えなければなりません。

※ 資金管理団体の会計責任者は、「特定寄附」について、政治団体の会計責任者として会計帳簿の記載をするときは、特定寄附の通知文（規正法19条の3①）の事項を併せて記載しなければなりません（規正法19条の4）。

#### (2) 会計責任者に対する支出の明細書、あっせんによる寄附の明細書の提出

① 代表者若しくは会計責任者と意思を通じて政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、会計責任者から請求があれば直ちに、又は当該寄附を受け、又は支出をした日から7日以内に、寄附者の氏名、住所及び職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附金額及び年月日又は当該支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10条①）。

② 政治団体のために寄附のあっせんをした者は、当該あっせんで終えた日から7日以内に、当該寄附者及びあっせん者の氏名、住所及び職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、寄附の金額及び年月日並びにあっせん金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10条②）。

③ 政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払のあっせん者は、当該対価の支払のあっせんで終えた日から7日以内に、当該対価の支払をした者及びその対価の支払のあっせん者の氏名、住所及び職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払に係るあっせん金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10条③）。

#### (3) 領収書等の徴収（規正法11条①、②、19条の9）

会計責任者又は代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者は、1件5万円以上（国会議員関係政治団体の場合は1件1円以上）の全ての支出について、

当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

ただし、例外的に領収書を徴し難い事情がある場合<sup>\*</sup>には、徴さなくとも良いとされています。

※ 支出を受けた者の死亡、会社の解散、通常領収書を発行しないような場合等

なお、代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者は、領収書等を直ちに会計責任者に送付しなければなりません。

#### **(4) 会計帳簿等の保存（規正法 16 条、19 条の 3 ②）**

会計責任者は、会計帳簿、明細書、領収書、特定寄附の通知文等及び振込明細書を収支報告書の公表された日から 3 年間保存しなければなりません。

## **2 会計責任者の事務の引継ぎ（規正法 15 条①、③）**

会計責任者が変わった場合においては、前任者は、退職の日から 15 日以内に担当していた事務を後任者に引継ぎをしなければなりません。

また、引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者が引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者の双方が署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければなりません。

## **3 政治資金の運用の規制（規正法 8 条の 3）**

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者等はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外により運用してはなりません。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 1 条①の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

## 第5 政治団体の収支報告

### 1 収支報告書の提出（規正法 12 条①、19 条の 10）

会計責任者は、毎年 12 月 31 日現在で、政治団体に係るその年における収入及び支出並びに資産等を記載した「収支報告書」を、翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日（国会議員関係政治団体の場合は 5 月 31 日）までの間に第 3 の 2（2）の区分により提出しなければなりません。

※ 3 月 31 日（国会議員関係政治団体の場合は 5 月 31 日）が日曜日、土曜日及び国民の祝日に当たるときはその翌日が提出期限となります。

※ 提出期間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示から選挙期間がかかる場合には提出期限が 1 ヶ月延長され、4 月 30 日（国会議員関係政治団体は 6 月 30 日）までの間に提出しなければなりません。

#### （1）収入

項目	記載内容	様式
① 個人の負担する党費又は会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> <li>・ 納入者数（実人員数）</li> </ul>	その 2
② 寄附	（政党匿名寄附を除く）全ての寄附	その 2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> </ul> 同一の者からの寄附で、当該合計額が年間 5 万円を超えるもの* <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 金額</li> <li>・ 年月日</li> </ul>	その 7
	政党匿名寄附 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> </ul> 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その金額の合計額</li> <li>・ 年月日</li> <li>・ 場所</li> </ul>	その 2 その 9
	特定寄附（規正法 19 条の 5） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> </ul>	その 2
③ 寄附のうちあつせんによるもの	あつせんによる全ての寄附	その 2
	同一のものによつてあつせんされた寄附で、当該合計額が年間 5 万円を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あつせん者の氏名、住所、職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> </ul>	その 8

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせんに係る寄附金額</li> <li>・ これを集めた期間</li> <li>・ これがその政治団体に提供された年月日</li> </ul>	
④ 機関紙誌発行その他の事業による収入	機関紙誌発行その他の事業による収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の種類</li> <li>・ その種類ごとの金額</li> </ul>	その 3
	特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入 そのパーティーごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称</li> <li>・ 開催年月日</li> <li>・ 開催場所</li> <li>・ 対価に係る収入金額</li> <li>・ 対価の支払をした者の数</li> </ul>	その 10
	一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で、当該金額の合計額が 20 万円を超えるもの 政治資金パーティーごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その対価の支払をした者の氏名、住所、職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 対価の支払に係る収入金額</li> <li>・ 年月日</li> </ul>	その 11
	一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払をあっせんされたもので、当該金額の合計額が 20 万円を超えるもの 政治資金パーティーごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あっせん者の氏名、住所、職業（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ あっせんに係る対価の金額</li> <li>・ これを集めた期間</li> <li>・ 当該政治団体に提供された年月日</li> </ul>	その 12
⑤ 借入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入先</li> <li>・ 当該借入先ごとの借入金額</li> </ul>	その 4
⑥ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	交付金を供与した本部又は支部ごとに <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名称</li> <li>・ 主たる事務所の所在地</li> <li>・ 交付金の額</li> <li>・ 供与を受けた年月日</li> </ul>	その 5

⑦ その他の収入	全てのその他の収入	その6
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> <li>1件（数回にわたるときにはその合計額）10万円以上の収入</li> <li>・ その基因となった事実</li> <li>・ 金額</li> <li>・ 年月日</li> </ul>	

※ 個人の寄附で、税制上の優遇措置を受けようとするときは、収支報告書に氏名、住所及び職業並びに寄附金額及び年月日が記載されていることが必要なため、これらの者については、年間5万円以下の寄附であっても収支報告書に氏名等を記載しなければなりません。

## （2）支出

### ① 経常経費

項目	記載内容	様式
ア 人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> <li>・ ア～エの区分ごとの額</li> <li>・ 支出を受けた者の氏名、住所（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地）</li> <li>・ 支出の目的</li> <li>・ 金額</li> <li>・ 年月日</li> </ul>	その13
イ 光熱水費		その14
ウ 備品・消耗品費		
エ 事務所費		

### ② 政治活動費

項目	記載内容	様式
ア 組織活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総額</li> <li>・ ア～カの区分ごとの額</li> <li>・ 支出を受けた者の氏名、住所（団体の場合は名称、主たる事務所の所在地）</li> <li>・ 支出の目的</li> <li>・ 金額</li> <li>・ 年月日</li> </ul>	その13
イ 選挙関係費		その15
ウ 機関紙誌発行その他の事業費		
エ 調査研究費		
オ 寄附・交付金		
カ その他の経費		

## （3）資産等

項目	記載内容	様式
① 土地	・ 所在	その17
	・ 取得金額	その18
	・ 取得年月日	
	・ 面積	

② 建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在</li> <li>・ 取得金額</li> <li>・ 取得年月日</li> <li>・ 床面積</li> </ul>
③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の所在地及び種別</li> <li>・ 取得金額</li> <li>・ 取得年月日</li> <li>・ 面積</li> </ul>
④ 動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目</li> <li>・ 取得金額</li> <li>・ 取得年月日</li> <li>・ 数量</li> </ul>
⑤ 預金又は貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残高</li> </ul>
⑥ 金融信託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託している金銭の額</li> <li>・ 設定年月日</li> </ul>
⑦ 有価証券	金融商品取引法 2 条①、②に規定する有価証券 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類（国債、様式等）</li> <li>・ 取得金額</li> <li>・ 取得年月日</li> <li>・ 銘柄</li> <li>・ 数量</li> </ul>
⑧ 出資による権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資先</li> <li>・ 出資先ごとの金額</li> <li>・ 出資年月日</li> </ul>
⑨ 貸付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付先</li> <li>・ 貸付先ごとの金額</li> </ul>
⑩ 敷金	支払われた金額が 100 万円を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払先</li> <li>・ 敷金の金額</li> <li>・ 支払年月日</li> </ul>
⑪ 施設の利用に関する権利	取得価格が 100 万円を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類（ゴルフ場会員権等）</li> <li>・ 取得価格</li> <li>・ 取得年月日</li> <li>・ 対象となる施設の名称</li> </ul>
⑫ 借入金	借入先ごとの残高が 100 万円を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入先</li> <li>・ 借入先ごとの残高</li> </ul>

- ※ ①～④、⑦及び⑩の資産で、その政治団体が政治団体となった日以前に取得したものについては、
  - ア その取得価格が明らかでない場合には、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、当該金額が見積額であることを「備考」欄に付記してください。
  - イ 取得の価格及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、当該政治団体が政治団体となった年月日を「年月日」欄に、その日における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、当該年月日が政治団体となった日である旨及び当該金額が見積額であることを「備考」欄に付記してください。
  - ウ 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- ※ ⑧及び⑩の資産で、当該政治団体が政治団体となった日以前に取得したものについて、当該取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- ※ ①～④、⑦及び⑩の資産で、当該政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、
  - ア 当該取得価格が明らかでない場合には、その旨を「備考」欄に記載するとともに、取得時における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、当該金額が見積額であることを「備考」欄に付記してください。
  - イ 取得の価格及び取得年月日が明らかでない場合は、その旨を「備考」欄に記載するとともに、平成5年1月1日における時価に見積もった金額を「金額」欄に記載し、当該金額が平成5年1月1日における時価見積額であることを「備考」欄に付記してください。
  - ウ 取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- ※ ⑧及び⑩の資産で、当該政治団体が政治団体となった日から平成元年12月31日までに取得したものについて、その取得年月日が明らかでない場合は、その旨及び当該政治団体が政治団体となった年月日を「備考」欄に記載してください。
- ※ 平成19年8月6日前から引き続き所有している不動産（又は平成19年8月6日前にされた不動産の取得に係る契約又は遺贈に基づいて平成19年8月6日以後に取得した不動産）がある資金管理団体は、当該不動産の利用の現況を報告してください（様式その19）。
- ※ 資金管理団体は、平成19年8月6日以後、不動産等を取得又は保有することができません（規正法19条の2の2）。

## 2 添付書類

会計責任者は、収支報告書を提出する際には、次の書類を添付しなければなりません。

#### **(1) 領収書等の写し（規正法 12 条②、19 条の 5 の 2、19 条の 11）**

政治活動費に係る各項目の支出のうち、1 件 5 万円以上のものについて、その支出を証する「領収書等の写し」を添付しなければなりません。領収書等には、その支出の目的、金額及び年月日が記載されている必要があります。

- ※ 領収書等の写しは、複写機により複写したものに限りません。
- ※ 資金管理団体については、5 万円以上の経常経費（人件費を除く。）についても、添付が必要です（規正法 19 条の 5 の 2）。
- ※ 国会議員関係政治団体については、1 万円を超える経常経費（人件費を除く。）及び政治活動費について添付が必要です（規正法 19 条の 10）。

#### **(2) 領収書を徴し難かった支出の明細書（規正法 12 条②、19 条の 11）**

領収書等を徴し難い事情があり、領収書等を徴しなかった場合には、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した「領収書を徴し難かった支出の明細書」を添付しなければなりません。

#### **(3) 振込明細書に係る支出目的書（規正法 12 条②、19 条の 11）**

振込による支出で領収書が交付されない場合には、「振込明細書の写し」と「振込明細書に係る支出目的書」を添付しなければなりません。

- ※ 振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者がその振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）、「振込明細書に係る支出目的書」を添付する必要はありません。

#### **(4) 宣誓書（規正法 29 条）**

収支報告書の記載が真実であることを担保するため、会計責任者は、収支報告書の記載が真実である旨を誓った「宣誓書」を作成し、添付しなければなりません（様式その 20）。

#### **(5) 政治資金監査報告書（規正法 19 条の 13、19 条の 14）**

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するに際しては、予め、当該報告書に係る会計帳簿、明細書及び領収書等について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受けることとされており、当該監査意見を記載した「政治資金監査報告書」を添付しなければなりません。

**【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写しの添付基準**

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	国会議員関係政 治団体及び資金 管理団体以外	政党本部
経常経費				
人件費	×	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×	×
政治活動費				
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上	5万円以上

「×」は記載・添付不要を表します。

**3 収支報告書を提出しない場合の措置（規正法 17 条②）**

政治団体が2年連続して収支報告書を提出しなかった場合は、設立届のない団体とみなされ、政治活動のための寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

**4 政治団体の解散等の場合（規正法 17 条①、19 条の 10）**

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者であった者は、その日現在で会計を締め、「収支報告書」を作成し、解散等の日から30日以内（国会議員関係政治団体の場合は60日以内）に、「政治団体解散届」とともに「収支報告書」を提出しなければなりません。

**5 少額領収書等の写しの開示請求（規正法 19 条の 16）**

国会議員関係政治団体については、何人も、収支報告書の公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し等について、総務大臣又は熊本県選挙管理委員会に対し開示請求をすることができます。

## 【開示請求から開示決定までの基本的な流れ】

### (1) 開示請求書の提出

開示請求する方は、総務大臣届出団体の少額領収書等の写しの開示の場合は総務大臣へ、熊本県選挙管理委員会届出団体の少額領収書等の写しの開示の場合は熊本県選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

### (2) 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は熊本県選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から 10 日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

### (3) 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則 20 日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は熊本県選挙管理委員会に提出します。

### (4) 開示決定

総務大臣又は熊本県選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則 30 日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

## 【参考】政治資金関係申請・届出オンラインシステム

規正法に基づく各種届出や収支報告を、インターネットから 24 時間 365 日どこからでも行えるシステムです。ご利用いただくには、総務省「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の案内に沿って、事前に利用申請を行う必要があります。

URL : <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201>

なお、国会議員関係政治団体は、収支報告書のオンライン提出の努力義務規定があります（規正法 19 条の 15）。

### (1) 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用することの主なメリット

- ① 平日でも休日でも、24 時間 365 日提出が可能
- ② 窓口に行く必要がなくなり、移動時間や待ち時間がなくなる
- ③ 窓口までの交通費、用紙代及び印刷代が不要

## (2) 利用申請の手続き

当該システムを利用するためには、ID、パスワードの申請が必要となります。

申請方法には、インターネットを利用した電子申請【公的個人認証方式】（マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが必要です）と、申請書による申請【ID・パスワード方式】があります。

なお、申請方法、申請者区分（代表者、会計責任者）に応じて、ご利用できる手続きが異なりますのでご注意ください。

### 【申請の違いによる手続きの制限】

手 続	公的個人認証方式		ID・パスワード方式	
	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者
政治団体設立届	○			
政治資金団体指定届	○		○	
政治資金団体指定取消届	○		○	
届出事項等の異動届	○		○	
政治団体解散届	○※1	○※1		
資金管理団体指定届	○※2		○※2	
資金管理団体届出事項の異動届	○		○	
資金管理団体指定取消届	○		○	
資金管理団体でなくなった旨の届	○		○	
収支報告書	定期分		○	○
	解散分	○※1	○※1	

※1 代表者、会計責任者による連名での電子署名が必要となります。

※2 政治団体の本部は、支部が解散したときは支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨及び当該年月日を届け出ることができます。

## 第6 寄附に関する制限

### 1 会社等のする寄附の制限（規正法 21 条①～③）

(1) 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはなりません。

(2) 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはなりません。

### 2 公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止（規正法 21 条の 2）

何人（政党を除く。）も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません。

### 3 寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります。

なお、金銭等以外の財産上の利益についても時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

#### (1) 総枠制限（規正法 21 条の 3）

##### ① 政党及び政治資金団体に対するもの

- ・ 個人：2,000 万円まで
  - ・ 会社、労働組合等：750 万円から 1 億円まで
- ※ 別表 1 参照

##### ② その他の政治団体及び公職の候補者に対するもの

- ・ 個人：1,000 万円まで
- ※ 特定寄附及び遺贈によってする寄附については、制限はありません。

#### (2) 個別制限（規正法 22 条）

- ・ その他の政治団体間でなされるもの：5,000 万円まで
  - ・ 個人がその他の政治団体及び公職の候補者に対するもの：150 万円まで
- ※ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によってする寄附については、制限はありません。

【別表1】総枠制限の一覧

会 社 (資本金額又は出資金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	その他の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体に 対する寄附の年間限度額
10 億円未満	5 万人未満	2 千万円未満	750 万円
10 億円以上 50 億円未満	5 万人以上 10 万人未満	2 千万円以上 6 千万円未満	1,500 万円
50 億円以上 100 億円未満	10 万人以上 15 万人未満	6 千万円以上 8 千万円未満	3,000 万円
100 億円以上 150 億円未満	15 万人以上 20 万人未満	8 千万円以上 1 億円未満	3,500 万円
150 億円以上 200 億円未満	20 万人以上 25 万人未満	1 億円以上 1 億 2 千万円未満	4,000 万円
200 億円以上 250 億円未満	25 万人以上 30 万人未満	1 億 2 千万円以上 1 億 4 千万円未満	4,500 万円
250 億円以上 300 億円未満	30 万人以上 35 万人未満	1 億 4 千万円以上 1 億 6 千万円未満	5,000 万円
300 億円以上 350 億円未満	35 万人以上 40 万人未満	1 億 6 千万円以上 1 億 8 千万円未満	5,500 万円
350 億円以上 400 億円未満	40 万人以上 45 万人未満	1 億 8 千万円以上 2 億円未満	6,000 万円
400 億円以上 450 億円未満	45 万人以上 50 万人未満	2 億円以上 2 億 2 千万円未満	6,300 万円
450 億円以上 500 億円未満	50 万人以上 55 万人未満	2 億 2 千万円以上 2 億 4 千万円未満	6,600 万円
500 億円以上 550 億円未満	55 万人以上 60 万人未満	2 億 4 千万円以上 2 億 6 千万円未満	6,900 万円
550 億円以上 600 億円未満	60 万人以上 65 万人未満	2 億 6 千万円以上 2 億 8 千万円未満	7,200 万円
600 億円以上 650 億円未満	65 万人以上 70 万人未満	2 億 8 千万円以上 3 億円未満	7,500 万円
650 億円以上 700 億円未満	70 万人以上 75 万人未満	3 億円以上 3 億 2 千万円未満	7,800 万円
700 億円以上 750 億円未満	75 万人以上 80 万人未満	3 億 2 千万円以上 3 億 4 千万円未満	8,100 万円
750 億円以上 800 億円未満	80 万人以上 85 万人未満	3 億 4 千万円以上 3 億 6 千万円未満	8,400 万円
800 億円以上 850 億円未満	85 万人以上 90 万人未満	3 億 6 千万円以上 3 億 8 千万円未満	8,700 万円
850 億円以上 900 億円未満	90 万人以上 95 万人未満	3 億 8 千万円以上 4 億円未満	9,000 万円
900 億円以上 950 億円未満	95 万人以上 100 万人未満	4 億円以上 4 億 2 千万円未満	9,300 万円
950 億円以上 1,000 億円未満	100 万人以上 105 万人未満	4 億 2 千万円以上 4 億 4 千万円未満	9,600 万円
1,000 億円以上 1,050 億円未満	105 万人以上 110 万人未満	4 億 4 千万円以上 4 億 6 千万円未満	9,900 万円
1,050 億円以上	110 万人以上	4 億 6 千万円以上	1 億円

【別表2】寄附の総枠制限と個別制限

寄附者		受領者	政党・政治資金団体	その他の政治団体		公職の候補者
				資金管理団体	資金管理団体以外の政治団体	
個人	総枠制限	年間 2,000 万円	年間 1,000 万円 <sup>*1</sup> 公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止 <sup>*2</sup>			
	同一の相手方に対する個別制限	制限なし	年間 150 万円 <sup>*2</sup>	年間 150 万円	金銭等に限り禁止 <sup>*3</sup> その他は 年間 150 万円	
職員団体・会社・労働組合・ その他の団体	総枠制限	資本金・組合員数等 <sup>*4</sup> に応じて 年間 750 万円 ～ 1 億円	禁 止			
	同一の相手方に対する個別制限					
政治団体	政党	総枠制限	制限なし			金銭等に限り禁止 <sup>*3</sup> その他は制限なし
		同一の相手方に対する個別制限				
	政治資金団体	総枠制限				
		同一の相手方に対する個別制限				
	その他の政治団体	総枠制限				
		同一の相手方に対する個別制限				

- ※1 特定寄附については、制限はありません。
- ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はありません。
- ※3 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができます。
- ※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限があります。

#### 4 寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、次の寄附が禁止されています。

##### (1) 一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附（規正法 22 条の 3）

① 国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社、その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から 1 年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

② 国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社、その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることはできません。

※ 国から補助金等の給付や資本金等の出資を受けている会社、その他の法人の政治資金に関する寄附制限の規定は次に掲げるものに対してする寄附については適用されません。

ア. 地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者等

イ. アの者に係る資金管理団体

ウ. アの者に係る後援団体、アの者を推薦し、支持し、又はこれに反対する政治団体

※ 地方公共団体から補助金等の給付や資本金等の出資を受けている会社、その他の法人の政治資金に関する寄附制限の規定は次に掲げるものに対してする寄附については適用されます。

ア. 地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者等

イ. アの者に係る資金管理団体

ウ. アの者を推薦し、支持し、又はこれに反対する政治団体

##### (2) 赤字会社がする寄附（規正法 22 条の 4）

3 事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

### **(3) 外国人・外国法人等からの寄附（規正法 22 条の 5）**

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されているもの等からの寄附は除かれています。

### **(4) 他人名義・匿名による寄附（規正法 22 条の 6）**

何人も、本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が 1,000 円以下のものに限り、匿名による寄附をすることができます。

## **5 寄附のあっせん等に関する制限**

### **(1) 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法 22 条の 7 ①）**

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはなりません。

### **(2) 意思に反するチェック・オフの禁止（規正法 22 条の 7 ②）**

政治活動に関する寄附のあっせん者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めてはなりません。

## **【参考】公選法における寄附の制限又は禁止**

寄附の制限等については、規正法のほか、公選法においても一定の制限又は禁止の規定が設けられています。

### **(1) 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法 199 条）**

#### **① 国又は地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者の寄附の禁止**

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関して寄附をすることはできません。

## ② 国又は地方公共団体が行う利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人の寄附の禁止

ア 会社その他の法人が、国が利子補給した金融機関から当該利子補給に係る融資（試験研究・調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けた場合は、衆議院議員及び参議院議員選挙に関して寄附をすることはできません。

イ 会社その他の法人が、地方公共団体が利子補給した金融機関から当該利子補給に係る融資（試験研究・調査及び災害復旧に係るものを除きます）を受けた場合は、当該地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関して寄附をすることはできません。

※ ア、イにおいて寄附ができない期間は、当該金融機関が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日（始期）から、利子補給金の交付の日から起算して1年間を経過した日（終期）までの間です。

## （2）公職の候補者等の寄附の禁止（公選法 199 条の 2）

公職の候補者は、自身の選挙区内にある者に対しては、次の①～③の寄附の場合を除き、いかなる名義であっても寄附することはできません。

### ① 政党その他の政治団体及びその支部への寄附

公職の候補者に係る後援団体であっても、公職の候補者自身がその団体へ自己資金を寄附する場合は、特定寄附を除き、総枠制限及び個別制限が適用になります。ただし、その後援団体が公職の候補者自ら指定した資金管理団体の場合には個別制限はありませんので、総枠制限の範囲まで寄附が可能です。

### ② 親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）への寄附

### ③ 当該公職の候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償

ただし、政治教育集会であっても次の場合は禁止されています。

ア 参加者に対して饗応接待が行われるようなもの

イ 当該選挙区外において行われるもの

ウ 当該選挙ごとに定める一定期間内に行われるもの

## （3）公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法 199 条の 3）

公職の候補者が役職員や構成員である会社その他の法人又は団体（政治団体を含む。）は、公職の候補者の氏名を表示し、又は氏名が類推されるような方法で、当該選挙区内にある者へ寄附することは、どのような理由であってもできません。

## （4）公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公選法 199 条の 4）

公職の候補者の氏名が表示又は氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附することはできません。

#### **(5) 後援団体に関する寄附等の禁止（公選法 199 条の 5）**

公職の候補者の後援団体は、次の場合を除き当該選挙区内にある者に対して寄附することは禁止されています。

##### **① 政党、その他の政治団体又はその支部への寄附**

##### **② 当該公職の候補者への寄附**

当該公職の候補者であっても、金銭及び有価証券による寄附は選挙運動に関するものに限られます。

##### **③ 後援団体の設立目的による行事又は事業に関する寄附**

当該後援団体の行事又は事業であっても、当該選挙の一定期間内（任期満了日の 90 日前から当該選挙の期日までの間等）は禁止されます。

また、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する寄附は常時禁止されています。

## 第7 政治資金パーティーに関する制限

### 1 政治資金パーティー（規正法8条の2）

対価を徴収して行われる催物で、その催物の対価に係る収入の金額からその催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、その催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。）に関して支出することとされているものをいいます。

また、「特定パーティー」とは、政治資金パーティーの収入金額が1,000万円以上のものをいいます。

### 2 政治団体による開催（規正法8条の2）

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

また、政治団体によって開催される場合、その収支等については政治団体の収支報告書の中で報告することになります。

### 3 政治団体以外の者による開催（規正法18条の2①）

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、事前に「政治団体設立届」、「特定パーティー開催計画書」、「対価の支払者に対する告知文書」等が必要となります。この団体を「特定パーティー開催団体」といいます。

この場合、特定パーティー開催団体は、収支報告、届出関係については政治団体とみなされていますが、政治活動に関する寄附についての規定の適用についてまで政治団体とみなされるものではありません。したがって、政治活動に関する寄附をこの団体がすることについては、政治団体以外の団体として政党及び政治資金団体に対するもの以外は禁止され、その年間総額は前年における年間の経費の額がなければ750万円以内に制限されます（規正法21条の3①IV）。

### 4 政治資金パーティーに関する制限

政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提としている限りは、政治活動に関する寄附には該当しませんが、政治資金としての次の規制を受けることとなります。

### **(1) 量的制限（個別制限）（規正法 22 条の 8①、③）**

1 回の政治資金パーティーにおいて、政治資金パーティーの開催者が、同一の者から 150 万円を超えて対価の支払を受けることも、また、同一の者が 150 万円を超えて対価の支払をすることも禁止されています。

なお、1 回の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの支払金額の合計が 20 万円を超える場合については、収支報告書に当該支払者の氏名、住所及び職業等を記載する必要があります（規正法 12 条①）。

### **(2) 支払者に対する告知義務（規正法 22 条の 8②）**

政治資金パーティーを開催する者は、予め、対価の支払（パーティー券の購入）をしようとする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面（パーティー券、開催通知、開催案内状等のいずれか）で告知しなければなりません。

なお、書面に記載すべき文言は「この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーです。」と定められています。

### **(3) その他の規制**

- ① 本人以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をすることは禁止されています（規正法 22 条の 8④）。
- ② 威迫により支払者の意思を不当に拘束するような方法で、政治資金パーティーの対価の支払をあっせんすることや、支払者の意思に反するチェック・オフによる対価の支払のあっせんは禁止されています（規正法 22 条の 8④）。
- ③ 公務員がその地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って出席することを求めたりすることなどへの関与は禁止されています（規正法 22 条の 9）。
- ④ 特定パーティー開催団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付け、全ての収支を記載し、当該特定パーティーの終了した日から 3 月以内に、当該特定パーティーに係る収支報告書を提出しなければなりません（規正法 18 条の 2）。
- ⑤ 特定パーティー開催団体は、「政治団体設立届」、「特定パーティー開催計画書」、「対価の支払者に対する告知文書」等の届出がされた後でなければ、特定パーティー開催のために、対価の支払を受け、又は支出をすることができません。

### **(4) 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限**

- ① 政治団体が政治資金パーティーを開催した場合、その対価は収支報告書様式（その 3）の「機関紙誌の発行その他の事業」の収入に計上し、支出は様式（その 15）の「政治活動費の内訳（政治資金パーティー開催事業費）」に計上します。収支の差額による残額は、当該政治団体の政治活動費に組み込まれます。

また、政治団体が政治資金パーティー（特定パーティーを含む。）を開催する場合は特別の届出は不要ですし、パーティーの収益をその他の政治団体に寄附することも制限されません。

- ② 特定パーティー開催団体が、パーティー収益を寄附するときは、「会社・労働組合・その他の団体がする寄附」の制限により、政党及び政治資金団体以外の政治団体に寄附することは禁止され、寄附額についても総枠制限の適用を受けます。

また、政治団体以外の者が、政治活動に関する寄附を受けることは禁止されているため、パーティーにおける会費収入以外の寄附（祝儀等）を受けることはできません。

## 第8 政治資金と税の関係

### 1 政治団体に対する課税

#### (1) 寄附収入に対する課税

人格なき社団は、法人課税上、法人とみなされ法人税の適用は受けませんが（法人税法3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないこととされています（法人税法7条）。したがって、政治団体の寄附収入には法人税は課税されません。

また、法人格を有する政党等についても、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないこととされており、（法人税法7条、法人格付与法第13条①）寄附収入について法人税は課税されません。

相続税法では、人格なき社団は個人とみなして相続税法を適用するとされており（相続税法66条）、個人からの寄附収入は贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものは非課税措置が取られており（相続税法21条の3①Ⅲ）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして非課税とされています。

法人格のある政党等も、法人は贈与税の納税義務者となっていない（相続税法1条の4）ことから、贈与税は課税されません。

#### (2) 事業収入に対する課税

政治団体が行う収益事業の所得は法人税の対象となります。

収益事業とは、法人税法2条⑬で、販売業、製造業その他法令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものとされており、これに該当する事業を政治団体が行っていれば、課税されることになります。

なお、通常行われているパーティー開催事業は収益事業に該当しないと解されており、出版事業（機関紙誌等の発行事業）も「特定の資格を有する者を会員とする法人が、その会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するためのもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するための会報は専ら会員に配布するために行うものを除く（法人税法施行令5条①Ⅱ）」に該当するものであれば、課税対象外とされています。

このように、政治団体に対する課税は、政治団体はその収入のほとんどを寄附による収入と事業による収入に依存していることから、これらの収入については収益事業以外であれば課税されません。

しかし、政治団体がその収入を政治活動以外のために消費するような場合には当然に課税の対象となり、また、政治団体が得た収入をその構成員に配分するなどした場合には、その受益者において課税されることとなります。

ただし、消費税については、事業者が対価を得て行う資産の譲渡に課税され（消費税法4条①）、法人格を有する政党等のほか、人格なき社团は法人とみなされることから（消費税法2条①Ⅳ、3条）、政治団体もこの事業者に該当しますので、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌等を発行する場合には、課税されます。

## 2 公職の候補者に対する課税

公職の候補者自身が政治活動に関して受けた寄附は、雑所得となり、他の所得と合算して課税対象となります。

$$\text{(政治資金に係る収入)} - \text{(政治活動の費用)} = \text{雑所得}$$

しかし、この資金のうち政治活動のために消費した費用分は、課税対象外となりますので、控除します。

ただし、政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多いときは（赤字分）は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、公選法189条の規定により収支報告されているものについては課税されません（所得税法9条①Ⅶ、相続税法21条の3①Ⅵ）。

## 3 会社等の寄附に対する課税

法人が政党及び政治資金団体に対し、その政治活動に関する寄附をした場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金参入の対象となります（法人税法37条）。

なお、法人の寄附金の損金算入限度額は、次の算式により計算されます（法人税法施行令73条）。

$$\text{(資本金等の金額)} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

## 4 個人の寄附に対する課税

個人のする寄附については、個人献金を奨励する目的から、一定の要件のもとに税の優遇措置を設けています。

### (1) 優遇措置の要件

個人が政治団体に対して寄附をしたときすべてが課税上の優遇措置を受けられる訳ではなく、以下の要件の全てに適合することが必要です（租法41条の18）。

## ① 個人の寄附であること

優遇措置が受けられるのは、「個人がする政治活動に関する寄附」に限られ、政治団体の規約等で定めている党費及び会費や、政治資金パーティー等の事業の会費のような「債務の履行としてなされるもの」は対象になりません。

## ② 寄附の相手方の範囲（租法 41 条の 18①）

次のア～カに該当する団体は、課税上の優遇措置が適用され、これらの団体は「適格団体」と呼ばれます。

ア 政党及び政党支部

イ 政治資金団体

ウ 国会議員関係政治団体の 2 号団体

エ その他の政治団体の第 1 号団体のうち、現職の国会議員が主宰する政治団体、現職の国会議員が主たる構成員である政治団体で「国会議員氏名届」を第 3 の 2（2）の区分により提出している団体

オ その他の政治団体の第 2 号団体のうち、都道府県の議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは市長の職にある者、これらの公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とした政治団体のうち、「被推薦書」を第 3 の 2（2）の区分により提出している団体

※ ウ、オについては、当該公職の候補者の「被推薦書」若しくは「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を事前に提出している後援団体で、当該公職の候補者が「立候補した選挙の年」と「その選挙の前年」の寄附に限り寄附金控除の対象となります。

しかし、「被推薦書」若しくは「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の届出のない場合は、寄附金控除の対象になりませんし、また、現職であっても届出のない場合は、同様ですので必ず届出をしてください。

カ 租法で定める特定の公職の候補者（租法 41 条の 18）、国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会の議員、都道府県知事、政令指定都市の議会の議員若しくは市長の職の候補者として当該選挙に立候補したときは、その「選挙運動に関する寄附」についても、同様に寄附金控除の対象となります。これらについては、出納責任者が、選挙運動収支報告書に、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが必要です。

### ③ 優遇措置の対象となる期間

- ア 国会議員関係団体（2号団体）、租法で定める特定の公職の候補者の後援団体これらの政治団体は、推薦し、又は支持する公職の候補者が現職あるいは選挙に立候補していることが要件であるため、公職の候補者が立候補した年及びその前年と、現職が立候補しなかった時はその議員の任期までが対象となります。
- イ 国会議員が主宰者又は主な構成が国会議員である団体が国会議員氏名届を第3の2（2）の区分により提出している場合、届出されている者全てが現職でなくなったときは、現職でなくなった日から優遇措置を受けられません。

### ④ 収支報告書に寄附者が記載されていること

適用を受けるためには、寄附を受けた政治団体が収支報告書（公職の候補者の場合は、公選法 189 条の規定による選挙運動費用収支報告書）に寄附者の氏名、住所、職業、寄附金額及び寄附年月日を記載していることが必要です。

### ⑤ 優遇措置が受けられない場合

- ア 政治資金規正法に違反する寄附
- イ 立候補予定者に関わる政治団体に寄附をしたが、当該立候補予定者が立候補しなかったとき。
- ウ 公職の候補者が自己の政治団体（後援団体）又は自らが主宰している団体等に寄附をしたとき。
- エ 公職の候補者がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合等、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるとき。

## （2）「寄附金（税額）控除のための書類」の交付

寄附を受けた適格団体は、収支報告書に寄附者の氏名等を記載するとともに、収支報告書を提出する際に「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者ごとに作成したものを添付し、総務大臣又は熊本県選挙管理委員会の確認印を受け、これを寄附者に交付します。

寄附者は交付を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ確定申告の際に添付し、税の軽減を受けることとなります。

なお、収支報告書の提出が遅れて「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が税の確定申告の期限まで間に合わない（収支報告書の提出期限は3月31日ですが、確定申告の期限は3月15日です）場合等は、当該団体からの「寄附金の領収書(写)」

を添付して申告し、後日「寄附金（税額）控除のための書類」を税務署へ提出することもできます。

※ その年の分については、通常の手続きによりますが、前年分について遡及して適用を受けようとする場合は、次の手続きが必要となります。

① 前年分について確定申告をしている場合

更正の請求をする。ただし、期限は確定申告の期限から1年間に限る。

② 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告をする。ただし、期限は確定申告の期限から5年間に限る。

### （3）寄附金控除の額

政治団体に寄附をした者の寄附金控除は、所得控除により計算されます。

ただし、政党及び政治資金団体に対する寄附に関しては、「所得控除」と「税額控除」のいずれかを選択することができます。

① 所得控除の額は、（ア又はイのいずれか少ない方の金額）－（2千円）

ア 特定寄附金<sup>\*</sup>の支出額

イ その年分の総所得金額等の合計額の40%相当額

② 税額控除の額は、

〔（その年中の政党等に対する寄附金の合計額）－5千円〕×0.3

※ 「特定寄附金」と国や地方公共団体に対してする寄附や公益法人に対する寄附で、財務大臣が指定した寄附等をいい、個人がする寄附でも、一定の要件に該当するものは、この特定寄附金とみなされることとされています（租法41条の18）。

## 第9 政治活動用文書図画の規制

「政治活動用文書図画の規制」については、「公職選挙法」に規定されていますが、政治団体が政治活動を行っていく上で特に注意が必要な点であることから、「政治資金規正法の手引き」に記載しています。

### 1 政治活動用文書図画の規制（公選法 143 条）

選挙が行われていないときであっても公職の候補者又は後援団体の政治活動のために使用される文書図画で、公職の候補者の氏名又は氏名が類推されるようなもの、及び後援団体の名称が表示されるものは次に掲げる以外のものは掲示できません。

#### (1) 立札・看板の類（垂れ幕、横断幕などを含む。）

- ① 掲示場所 政治活動を行う事務所（後援団体の事務所）
- ② 枚数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所2枚が限度
- ③ 看板の規格 縦150cm×横40cm以内（「足」の部分を含む。）
- ④ 証票の貼付 選挙管理委員会から交付を受けた「証票（表示板）」を貼ったものに限り掲示できます。

立札・看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに取付けはできません。

#### ⑤ 選挙の種類別の証票等枚数

選挙の種類	証票等枚数		証票等交付申請先
	候補者等	後援団体	
衆議院議員（小選挙区）	10枚	15枚	県選管
参議院議員（熊本県選挙区）	14枚	21枚	
熊本県知事	14枚	21枚	
熊本県議会議員	6枚	6枚	
熊本市長	10枚	10枚	熊本市選管
市長（熊本市以外）・市議会議員	6枚	6枚	市選管
町村長・町村議会議員	4枚	4枚	町村選管

※ 「衆議院議員議員（比例代表）」、「参議院議員（比例代表）」については、中央選挙管理会（総務省）へ申請してください。

※ 市町村選挙管理会へ後援団体の証票等の申請をする際は、「政治団体設立届」及び「規約等の写し」を添付してください。

## (2) ポスターの掲示

政治活動ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター（裏打ちポスターという。）、事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスター、選挙運動にわたるポスターの掲示は禁止されています。

ただし、それ以外のポスター、例えば、裏打ちしていない状態の演説会の開催告知ポスター等は掲示できますが、そのポスターには必ず、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければなりません。

このポスターは、選挙前の一定期間\*は掲示が禁止されます。

※ 一定期間（選挙によって期間が異なります）

- ① 衆議院議員総選挙：任期満了の日の6ヶ月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙：任期満了の日の6ヶ月前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙：任期満了の日の6ヶ月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙：選挙事由が告示された日の翌日から選挙の期日まで
- ⑤ 便乗（補欠・再）選挙：便乗される選挙の告示日の翌日から選挙の期日まで

## (3) 演説会等の開催中に掲示するもの

政治活動のための演説会、講演会及び研修会等の会場内で、開催中に掲示される立札、看板、ポスター等は、選挙運動にわたらない限り規格及び枚数に制限はありません。

## 第10 各種様式集

- 政治団体設立届
- 被推薦書
- 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
- 支部証明書
- 政党の状況等に関する届
- 届出事項等の異動届
- 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知
- 政治団体解散届
- 政治団体支部解散届
- 資金管理団体指定届
- 資金管理団体届出事項の異動届
- 資金管理団体指定取消届
- 資金管理団体でなくなった旨の届
- 国会議員氏名届
- 特定パーティー開催計画書
- 寄附金（税額）控除のための書類
- 収支報告書
- （参考）規約等記載例

# 政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣

熊本県選挙管理委員会委員長

様

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな					政治団体の区分			
名称					<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体			
					<input type="checkbox"/> 法第18条の2の1の規定による政治団体			
					<input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部			
目的	別紙のとおり				国会議員関係政治団体の区分			
					<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体			
					<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
組織年月日	令和 年 月 日			電話番号				
主たる事務所の所在地	〒 - -							
主たる活動区域								
区分氏名	住所・電話番号			生年月日		選任年月日		
ふりがな	〒 - -							
代表者								
	電話 - -							
ふりがな	〒 - -							
会計責任者								
	電話 - -							
ふりがな	〒 - -							
会計責任者の職務代理人								
	電話 - -							
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		課税上の優遇措置の適用関係の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類							
	<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）							
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名		公職の候補者に係る公職の種類					
			<input type="checkbox"/> 衆議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 衆議院議員（候補者等） <input type="checkbox"/> 参議院議員（現職） <input type="checkbox"/> 参議院議員（候補者等）					

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
- 3 「□」には、該当するものに「レ」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「レ」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「レ」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内にある政治団体にあつては、例えば、「熊本県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。  
なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「国会議員関係政治団体」欄の中の、「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」及び「公職の候補者に係る公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 9 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他政令で定める文書を併せて提出すること。  
なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

# 被推薦書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

様

公職の種類

氏

名

住

所

私は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員又は長の区分により、その職にある者にあつては、「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては、「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 被推薦者は多数の場合には、別紙として添付すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（ 年 月 日から）」の例により記載すること。

# 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

様

公職の種類

氏

名

住

所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に

令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員又は長の区分により、その職にある者にあつては、「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては、「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（ 年 月 日から）」の例により記載すること。

# 支部証明書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記支部は、本政党の支部（単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 年 月 日

政党の名称

主たる事務所の所在地

代表者の氏名

⑩

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

# 政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣

熊本県選挙管理委員会委員長

様

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名称	<input type="text"/>
	主たる事務所の所在地	<input type="text"/>
	主たる活動区域	<input type="text"/>
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては「□」内に「レ」を記入すること。

# 届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

政治団体の名称

事業所の所在地

代表者の氏名

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容  
に異動があったので、同法第7条の規定により届け出ます。 }

## 記

異動事項		内 容	異動年月日
ふりがな	新		
政治団体の名称			
	旧		
主たる事務所の所在地	新	〒 - 電話 - -	
	旧		
区 分		氏 名 住 所 ・ 電 話 番 号 生 年 月 日	異動年月日
ふりがな	新	〒 - 電話 - -	
代表者			
	旧		
ふりがな	新	〒 - 電話 - -	
会計責任者			
	旧		
ふりがな	新	〒 - 電話 - -	
会計責任者の職務代理人			
	旧		
そ の 他	新		
	旧		
政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふ り が な ( ) 公 職 の 候 補 者 の 氏 名 ( ) 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	旧	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ふ り が な ( ) 公 職 の 候 補 者 の 氏 名 ( ) 公職の候補者に係る公職の種類 ( ) <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

# 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

様

氏

名

住

所

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に  
令和 年 月 日から該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要  
があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「過去の公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にあった者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

# 政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣

熊本県選挙管理委員会委員長

様

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出の提出の際には、同時に、法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

# 政治団体支部解散届

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、同法第17条第1項の届出をします。

## 記

1 政治団体の支部の名称

2 支部の事務所の所在地

3 支部の代表者の氏名

4 支部の会計責任者の氏名

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- この届出の際は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散の日から30日以内（当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内）に法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書を提出すること。

# 資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

公職の種類

氏名

住所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

## 記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 熊本県第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 九州選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

# 資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣

熊本県選挙管理委員会委員長

様

氏 名

住 所

届出時事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

1 資金管理団体の名称

2 異 動 事 項

3 内 容

(1) 新

(2) 旧

4 異 動 年 月 日 令和 年 月 日

## 宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

# 資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

氏名

住所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、  
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

# 資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

氏名

住所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称

2 主たる事務所の所在地

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ( )には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、( )には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

# 国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣

熊本県選挙管理委員会委員長

様

政治団体の名称

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

## 記

区分	氏名	衆議院議員又は参議院議員の別
主宰者の氏名		
主要な構成員の氏名		
〃		
〃		
〃		
〃		

## (備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

# 特定パーティー開催計画書

令和 年 月 日

総務大臣

様

熊本県選挙管理委員会委員長

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第18条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治資金パーティーの名称	
開催年月日	令和 年 月 日
開催場所	〒 -
	電話 - -
収入の予定額	円
パーティー券1枚あたりの 予定販売価格	円
収益の予定支出先	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「開催場所」欄には、例えば、「熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 「収入の予定金額」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る予定された収入の金額を記載すること。
- 「収益の予定支出先」欄には、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名、住所及び職業（その者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載すること。
- 法第22条の8第2項の書面（当該書面に当該政治資金パーティーの1人当たりの対価として支払われる金銭等に係る金額が記載されていない場合にあつては、当該書面及び当該金額を記載した書面）を併せて提出すること。

確認印

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名			
住所			
寄附金の額			円
寄附年月日※	令和	年	月 日

(寄附を受けた団体)

名称			
所在地			
団体の区分	政党又は政治資金団体	左記以外の特定の政治団体	
いずれか該当するものの番号を○で表示	租税特別措置法第41条の18第1項第1号又は第2号 1	租税特別措置法第41条の18第1項第3号又は第4号 2	
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名		
同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日	

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日	
住所			

(寄附の内訳)

年	月	日	金	額	年	月	日	金	額	年	月	日	金	額
.	.	.		円	.	.	.		円	.	.	.		円
.	.	.		円	.	.	.		円	.	.	.		円
.	.	.		円	.	.	.		円	.	.	.		円
.	.	.		円	.	.	.		円	.	.	.		円
.	.	.		円	.	.	.		円	.	.	.		円

※ 同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄への記載は不要です

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和  年分

※該当箇所はすること

(  年  月  日開催分)

(ふりがな)  
1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

(電話)  -  -

-  -

(電話)  -  -

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	<input type="text"/>
資金管理団体の届出をした者の氏名	<input type="text"/>

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<input type="text"/>
公職の種類	<input type="text"/>

資金管理団体の指定の期間	
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から	
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から	
<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで	































(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※有無について☐して下さい。





# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

代表者の氏名（代表者については解散時のみ記入すること）

(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。



第8号様式の2（第10条第2項関係）

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要

政治団体の名称

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「支出の項目」欄には、収支報告書記載要領16の例により分類して記載すること。
- 3 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 4 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 5 支出の目的に対応する振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。）と併せて提出すること。

( \_\_\_\_\_ 年分)

## 収 支 報 告 書 (領収書等の写し綴)

政治団体の名称

---

※この用紙は、収支報告書に添付して提出する領収書等の写しの表紙として使用してください。

※提出の際は、用紙のサイズをA4版に統一してください。

※複数の領収書等の写しを1枚の用紙に納める場合は、それぞれが重ならないようにしてください。

※金融機関及びコンビニエンスストアでの振込明細書の写し(コピー)を添付する場合、振込明細書写し(コピー)に支出目的の記入があれば、「第15号様式」、「第16号様式」の添付は不要。(但し、収支報告書記載の目的と同じであること)

## 〇〇〇〇後援会

(名称・所在地)

第1条 本会は、〇〇〇〇後援会と称し、主たる事務所を〇〇市（町・村）に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇〇〇氏を後援することにより市（町・村）の発展と市民（町民・村民）の生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のための必要な事業

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

(役員を選出及び任期)

第6条

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第7条

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じて臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額1,000円）、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(補則)

第10条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則

本規約は、令和〇年〇月〇日より実施する。

(注意)

これは、後援会の場合の規約の見本ですので、様式は必ずしもこのようなものである必要はありませんが、以下の事項については必ず定めてください。

① 名称及び所在地に関する規定

② 目的に関する規定

ア 後援会の場合は、被後援者の氏名を明記

イ 後援会以外の団体の場合は、政治目的であることがはっきりわかる内容

③ 会計年度に関する規定

なお、収支報告書は1月1日から12月31日で調製する必要がありますので、特段の事情のない限り1月1日から12月31日とされることをお勧めします。

④ 規約の実施年月日に関する規定（附則）